ACSES ニュースレター_２００２号（2020 年 12 月 25 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（28 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・東京福祉大総長が復職　過去に強制わいせつ罪で実刑判決　文科省への説明、ほごに〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・ニトリとカインズ「削らないで」　アスベスト含むバスマットにヤスリ〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・令和２年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果について／令和２年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果及び速やかな安全対策の完了について（通知）〈文部科学省〉／危険ブロック塀、なお２２４３校に　安全対策、全国の９割完了〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[東日本大震災被害調査]
・東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査　令和元年度調査結果について〈環境省〉
[原子力施設全般]
・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第 23 号）〈官報〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
・対面?オンライン?悩む大学　公表されても「教室不足」／対面授業「したいのは山々」　文科省に反発、大学の実情〈新聞報道〉
[3] 「令和元年度化学物質環境実態調査結果（概要）」について〈環境省〉
[4] 令和元年度農用地土壌汚染防止法の施行状況について〈環境省〉
[5] 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業省告示第 263 号）〈官報〉
[6] 医薬品
◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第１号）〈官報〉
[7] 食品安全衛生関係
◇輸入食品に対する検査命令の実施（ベトナム産きび、その加工品）〈厚生労働省〉
[8] 廃棄物関係
◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 30 号）〈官報〉
[9] 環境安全関係
◇（仮称）山形遊佐町沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

茶筅花（チャセンバナ、ショウジョウバカマ）

◇（仮称）山形県遊佐町沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

［10］調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　３件　　［公募結果、意見募集結果］　１件

［11］その他省庁発表　５件

［12］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　１件　　［開催記録、報告、資料等］　３件

［13］その他

◇インフルエンザ、感染症関係：５件

［付録］

◇日本学術会議　任命拒否問題

・マスコミ報道

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2020 年 12 月 24 日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201224_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：49 件

うち重大事故等として通知された事案：29 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2020 年 12 月 24 日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201224_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。)：２件、2.リコール・自主回収情報:12 件、3.食中毒情報：６件

・東京福祉大総長が復職　過去に強制わいせつ罪で実刑判決　文科省への説明、ほごに

＜毎日新聞　2020 年 12 月 23 日＞　https://mainichi.jp/graphs/20201223/mpj/00m/040/007000f/2

部下の女性教職員５人に対する強制わいせつ罪で２００８年に実刑判決を受けた東京福祉大（本部・東京都）の創設者、中島恒雄氏（７３）が、１１月２０日付で、大学長と運営母体の学校法人「茶屋四郎次郎記念学園」理事長を兼ねる総長に復職したことが同法人への取材で分かった。大学側は、中島氏を運営に関与させないことを文部科学省に報告してきた経緯があり、同省は「過去の説明と整合性が取れない」として調査に乗り出した。

中島氏は総長だった０８年１月に強制わいせつ容疑で警視庁に逮捕され、総長を辞任した。同１０月に懲役２年の実刑判決を受けた。

大学は０８年６月、中島氏に権限が集中していた体制を見直し、学長と法人理事長を分離したうえで、中島氏の復職は認めないとする再発防止策を公表した。文科省は、中島氏を運営に関与させないよう大学側に求めてきたが、服役し出所後の１０年７月から「事務総長」として雇用されたり、コンサルタント業務を請け負ったりするなどの関与が確認された。そのため、私学助成金を分配する「日本私立学校振興・共済事業団」はたびたび助成金を減額してきたが、１０～１８年度の交付額は計約２９億円に上る。

文科省は中島氏の運営への関与を問題視し、説明を求めたところ、同法人は１９年２月、「事件以降、（中島氏を）経営や教育に一切関与させておらず、今後も同様」と文書で回答した。ただ、刑法では刑期満了から無事に１０年が経過すれば刑の言い渡しは効力を失う（刑の消滅）とされているため、この文書の中で、刑期満了から１０年となる２０年１０月２４日以降に中島氏を復職させる意向を示し、文科省が撤回させた。

しかし、同法人によると、中島氏は１１月２０日の学長候補者選考委員会で選出され、理事会の承認を経て同日付で学長と理事長を兼務する総長に就いた。トップに復職した理由について、同法人総務課は毎日新聞の取材に「本格的教育者である中島によって本学の教育理念を確実に実践し、公務員、教員採用試験等の合格者教育実績をさらに上げて社会的信用を回復していこうという中で、今回の復帰となった」などと文書で説明した。

学長だった太田信夫氏は２０年４月の就任後から体調を崩し１０月以降に水野良治理事長（当時）に辞任の意向を伝え、水野氏も「一身上の都合」で１１月２０日付で辞任したという。

◇文科省私学部は大学側に見解を確認へ

今回の復職を受け、文科省私学部の担当者は「中島氏の関与は不適切だという再三の指摘を無視し、過去の説明をほごにした。見解を確認する必要がある」と話している。

元検事の郷原信郎弁護士は「一人が理事長と学長を兼ねる体制にはしないと約束したのだから誰であろうと権力集中を再び許したことは問題がないとはいえない」としつつ、「復帰したことの違法性は指摘できない」と話す。

一方、リスクマネジメント論が専門の亀井克之関西大教授は「文科省の指摘を無視し、内部から疑問の声が上がってもはねのけてしまう。組織を脅かすリスクには経営者による『ワンマン』や『私物化』があり、今回のケースは典型例と言える。コンプライアンスが厳しく求められる時代に、法人としての見識が疑われても仕方がない」と指摘している。

東京福祉大は東京都と群馬、愛知県に計４カ所のキャンパスがあり、学生と大学院生は計約４４００人。

◇「恐れていた日がやってきた」

東京福祉大の総長に中島恒雄氏が復職した翌日の１１月２１日、東京都豊島区の池袋キャンパス教務課の壁には、金色の額縁に入った中島氏の顔写真が本人の指示で掲示された。かつて米ハーバード大に学者として招へいされた際の証明書を拡大コピーしたものだ。３日後には群馬県伊勢崎市の伊勢崎キャンパス教務課にも同じものが掲げられた。

しかし、学内からは中島氏の復職に疑問の声が聞かれる。教職員に一斉メールで中島氏の復職が伝えられたのは１２月７日。ある関係者は声を潜めて言う。「復職のうわさは２～３年前からあった。教職員の多くは恐れていた日がやってきたと、顔をこわばらせていた」

今年１０月前後には、教職員が個別に管理職に呼ばれ、文部科学省に提出するとみられる「嘆願書」への署名を迫られたことがあったという。嘆願書は「中島博士は余人をもって代えがたい。一日も早い現場復帰を望む」という趣旨だった。

東京福祉大では２０１６～１８年度に計１６１０人の留学生が所在不明となっていることが文科省の調査で判明した。ある大学関係者は「復職にあたっての教職員へのあいさつは、謝罪や反省どころか『自分は悪くない』という内容だった。留学生の問題が起きたばかりの大学のトップに中島氏を据えるのはどう考えても適切だとは思えない。学生や世間にも説明がつかない」と語る。

◇事故、事件の続報

・ニトリとカインズ「削らないで」 アスベスト含むバスマットにヤスリ

＜朝日新聞　2020 年 12 月 23 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/2d6c3f6cbf4ada4ef252570826b83897134494f1

健康被害の恐れがあるアスベストが含まれていた珪藻土（けいそうど）製バスマットの自主回収を始めた家具大手ニトリが、手入れ用ヤスリを付けて販売していたとして、削るとアスベストが飛散する可能性があるため「削らず、使用をやめて」と呼びかけている。カインズも同様の自主回収を発表して、使用中止を呼びかけている。

ニトリは 22 日に、珪藻土のバスマットやコースター9 種類・計約 240 万個の自主回収を発表。同社によると、回収対象品のうちバスマット 2 種類・計約 170 万個にヤスリを付けていた。パッケージに「汚れがひどい場合、表面の汚れを削り落とすと吸水効果が復活する」と記していたという。

カインズも 22 日に珪藻土のせっけった商品を含めた 17 種類の自主回収を発表。うちバスマット 1 種類に同様の理由でヤスリんトレーやバスマットなど 5 種類・計 4 万 8 千個からアスベストが検出されたとして、検出されなかを付けていたという。

ニトリの対象商品を使っているという東京都内在住の 30 代の会社員男性は、2019 年 5 月に購入。バスマットが汚れていると感じた時に 3 カ月に 1 回ほどヤスリで削っていたといい、「商品に付いていたので、普通に使ってしまった。報道で知って驚いた」と話す。

両社や厚生労働省は、飛散するおそれがあるので、切断したりゴミとして捨てたりせずに、ポリ袋に入れてテープでしっかりと封をするように呼びかけている。問い合わせはニトリお客様相談室（0120・209・993）、カイン

ズお客様相談室（0120・659・337）へ。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・令和２年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果について

＜文部科学省　2020 年 12 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afx4acwboHhVzZbK

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受け、これまで学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査を実施してきたところです。

この度、昨年度の調査に引き続き、3 回目となる調査を実施し、結果を取りまとめましたので、公表します。

１．調査の項目

○調査対象：全国の国公立の学校※１のうち、「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査」（平成 31 年４月１日現在）（以下「前回調査」という。）において、ブロック塀等を有しており、かつ安全点検や安全対策※２（以下「安全対策等」という。）が未完了の学校（9,454 校）。

※１ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

※２ 安全対策：改修、再整備、再整備に向けた撤去　恒久的な撤去

○調査内容：学校敷地内に設置されている、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の安全対策等の実施状況

○調査時点：令和２年９月１日現在

２．調査結果の概要 ※安全対策等状況調査項目⓪～③は３頁目のグラフに対応

○学校施設のブロック塀等の安全点検や安全対策が進捗し、

・ ブロック塀等の無い学校及び撤去済の学校　38,477 校（全学校数※３の 75.3%）

・ 安全確認済（改修によるものを含む。）の学校　8,320 校（ 同 16.3%）

であり、46,797 校（全学校数の 91.6%）がブロック塀等の安全対策を実施済。

※３ 全学校数は、平成 30 年 6 月時点の全学校数 51,082 校としている。

○この他の学校のうち、ブロック塀等の安全点検及び安全対策を実施中であり、

・ 2021 年 3 月末までに安全対策を完了予定の学校 ： ② 852 校（ 同 1.7%）

○残りの学校は、

・ 外観点検では安全性に問題がないが、内部点検が未完了のブロック塀等について点検中の学校 ： ③　2,019 校（全学校数の 4.0%）

・ 2021 年 4 月以降に安全対策を完了予定の学校 ： ①　1,391 校（ 同 2.7%）

・ 外観点検を未完了の学校 ： ⓪　23 校（ 同 0.05%）

計 3,433 校（ 同 6.7%※４）

であり、これらの学校が保有するブロック塀等は、人が近寄れない場所であり直ちに安全対策等に着手できない、塀の高さがブロック１～３段程度で低いなどの理由により、学校設置者が優先度を判断したものと聞いている。

※４　平成 30 年４月１日現在のブロック塀等の安全対策等が未完了の学校数は全学校数の 40%

※注　四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

・令和２年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果及び速やかな安全対策の完了について（通知）

＜文部科学省　2020 年 12 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afx4acwboHhVzZbL

令和 2 年 12 月 23 日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人施設担当部課長　殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官
野口 健

令和２年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果及び
速やかな安全対策の完了について（通知）

学校施設におけるブロック塀等については､｢学校施設のブロック塀等における安全対策等のフォローアップについて（通知)」(令和元年９月９日付け元施参事第 28 号)、「令和２年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査及び対応について（依頼)」(令和２年８月 14 日付け２施参事第 12 号）等により、安全点検や必要な安全対策の速やかな完了をお願いしているところですが、この度、安全対策等状況調査の結果を別紙のとおり取りまとめ公表しましたので、お知らせします。

この調査結果によれば、いまだにブロック塀等の点検が完了していない学校、又は安全対策が完了していない学校が見られます。ついては、各学校設置者において、「別表. 学校設置者に求める対応」を遅滞なく確実に講じるようお願いします。また、人が近寄れない場所であり直ちに安全対策等に着手できない、塀の高さが 1～3 段程度で低いなどのブロック塀等についても、同様に対応いただくようお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、また、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し､附属学校を置く各国公立大学法人においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体においては所管の学校に対し､それぞれ周知いただくようお願いします。

以上

・危険ブロック塀、なお２２４３校に　安全対策、全国の９割完了

＜朝日新聞　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNDS31F7NDRUTIL05K.html

全国の国公私立学校のうち少なくとも 2243 校に､安全対策などが未完了の危険なブロック塀が残っていることが 23 日、文部科学省の調査で判明した。2018 年６月の大阪北部地震で小４女児（当時９）が倒壊したブロック塀の下敷きになって死亡してから２年半。文科省は自治体に改めて安全対策の徹底を求めた。

調査は幼稚園や特別支援学校を含む５万 1082 校が対象で、今回が３回目。今年９月１日時点でブロック塀の安全対策が完了した学校は、そもそもブロック塀がない学校も含め、昨年より 10・1 ポイント増えて全体の 91・6%となった。

危険なブロック塀が残る 2243 校のうち、852 校は今年度中に対策を終える見通し。これらの学校とは別に、まだ点検が完了していない学校も 2042 校あった。文科省によると、こうした学校のブロック塀は、人が簡単に近づけない場所などにあるという。

都道府県別で危険なブロック塀が多いのは、大阪（304 校)、京都（204 校)、東京（161 校)、沖縄（145 校）などだった。

□*大災害、原発事故対策*

[東日本大震災被害調査]

・東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査　令和元年度調査結果について

＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/108742.html

環境省は、東日本大震災を受け、平成 23 年度から毎年度、被災地における海洋環境モニタリング調査を実施しています。本調査は、震災に伴い流出した化学物質及び廃棄物並びに福島第一原子力発電所から漏出した放射性物質に起因して海洋環境中で汚染が生じる可能性のある項目について、その現状及び経年変化を把握することを目的としています。

今般、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査検討会での検討結果を踏まえ、令和元年度の調査結果について、以下のとおり取りまとめました。

１．モニタリング調査（別紙１の１．１、別紙２の４．１参照)

堆積物中の化学物質及び放射性物質の経年変化の把握を主たる目的として、宮城県及び福島県の４測線において「モニタリング調査」を実施しました（調査期間：令和元年６月 20 日～25 日)。

環境基準又は暫定除去基準が設定されている項目（ポリ塩化ビフェニル（PCB）及びダイオキシン類）は、いずれも基準値等より１桁以上低い値でした。

多環芳香族炭化水素（PAH）の濃度は、いずれの測点においても過年度の調査結果の範囲内でした。

臭素系難燃剤（PBDE 及び HBCD）の濃度は、いずれの測点においても過年度の調査結果の範囲内でした。

有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）は、いずれの調査測点においても過年度調査結果の範囲内でした。

放射性物質の検出範囲は、セシウム 134 で検出限界値未満～4.1 Bq/kg(dry)、セシウム 137 で 0.98～58

Bq/kg(dry)でした。平成 23 年度の調査開始以降、セシウム 134 及びセシウム 137 は、多くの測点において経年的に濃度が減少する傾向が見られました。

２．履歴確認調査（別紙１の１．２、別紙２の４．２参照）

震災以降の化学物質による汚染の履歴を確認することを目的として、福島県の１測点において「履歴確認調査」を実施しました（調査実施日：令和元年６月 20 日）。

令和元年度に採取した堆積物については、以下の特徴が見られました。

①中央粒径は層によってばらつきが見られました。

②水分含有率及び全有機態炭素は、表層から２cm 層において他の層と比較して値が高く、２cm 以深の層においては同程度の値でした。

③PCB は 12-14cm 層において、ダイオキシン類は２-４cm 層において、PBDE、PFOS、PFOA は表層から２ cm 層において、セシウム 134 及び 137 は８-10 cm 層において、他の層と比較して濃度が高くなっており、高い濃度が検出される層にばらつきが見られました。

④いずれの物質においても、下層から表層に向かって濃度が減少する傾向は見られませんでした。

３．重点調査項目の調査（別紙１の１．３、別紙２の４．３参照）

平成23年度第３次調査以降、高濃度のPAHが検出されている海域のうち、岩手県及び宮城県の６測点において、堆積物中の PAH の分布の経年変化の把握を目的とした「重点調査項目の調査」を実施しました（調査期間：令和元年６月 29 日～７月１日）。

放射性物質の検出範囲は、セシウム 134 で検出限界値未満～25 Bq/kg(dry)、セシウム 137 で 0.55～340 Bq/kg(dry)でした。

堆積物中の PAH については、一部の測点において相対的に高い濃度が検出されましたが、過年度調査と比較すると、すべての測点で過年度調査結果と同程度又は低い値でした。

４．まとめ

今回の調査結果では、環境基準又は暫定除去基準が設定されている項目（PCB 及びダイオキシン類）は、いずれも基準値より１桁以上低い値でした。

その他の化学物質等のうち、臭素系難燃剤及び有機フッ素化合物については、過年度調査結果の範囲内又はそれと同程度でした。PAH については、一部の測点において相対的に高い値が検出されましたが、過年度調査と比較すると、いずれの測点でも過年度調査結果と同程度又は低い値でした。

堆積物中の放射性物質については、過年度調査結果の範囲内又はそれと同程度であり、平成 23 年度の調査開始以降、多くの測点において経年的に濃度が減少する傾向が見られました。

環境省ではこれらの結果も踏まえ、今後も継続してモニタリングを実施する予定です。

[原子力施設全般]

・**試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第 23 号）**

［官報］ 令和２年 12 月 23 日　号外　第 271 号　2～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201223/20201223g00271/20201223g002710002f.html

〇原子力規制委員会規則第 23 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の二等の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和２年 12 月 23 日　　原子力規制委員会委員長　　更田　豊志

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号。以下「試験炉規則」という。）　別表第一

二　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号。以下「使用規則」という。）　別表第二

第二条　前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受け又は認可を申請している者については、この規則による改正後の試験炉規則第十六条の六第二項及び第十六条の九第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この規則の施行の際現に法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受け又は認可を申請している者については、この規則による改正後の使用規則第六条の三第二項及び第六条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（廃止措置として行うべき事項） **第十六条の五**　法第四十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、試験研究用等原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、<u>核燃料物質等</u>の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 （廃止措置実施方針に定める事項） **第十六条の五の二**　法第四十三条の三第一項の廃止措置実施方針には、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。 ［一～七　略］ 八　廃止措置において廃棄する<u>核燃料物質等</u>の発生量の見込み及びその廃棄 ［九～十六　略］ （廃止措置計画の認可の申請） **第十六条の六**　法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～九　略］	（廃止措置として行うべき事項） **第十六条の五**　法第四十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、試験研究用等原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物</u>の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 （廃止措置実施方針に定める事項） **第十六条の五の二**　［同左］ ［一～七　同左］ 八　廃止措置において廃棄する<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物</u>の発生量の見込み及びその廃棄 ［九～十六　同左］ （廃止措置計画の認可の申請） **第十六条の六**　［同左］ ［一～九　同左］

十　核燃料物質等の廃棄	十　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄
［十一・十二　略］	［十一・十二　同左］
２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。	２　［同左］
一　既に使用済燃料を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料	［号を加える］
二　［略］	一　［同左］
三　［略］	二　［同左］
四　［略］	三　［同左］
五　［略］	四　［同左］
六　［略］	五　［同左］
七　［略］	六　［同左］
八　［略］	七　［同左］
九　［略］	八　［同左］
十　［略］	九　［同左］
３　使用済燃料が炉心から取り出されていない試験研究用等原子炉について法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期について定めなければならない。	［項を加える。］
４　前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる資料に代えて、使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。	［項を加える。］
５　［略］	３　［同左］
（廃止措置計画の変更の認可の申請）	（　廃止措置計画の変更の認可の申請）
第十六条の七　［略］	**第十六条の七**　［略］
２　［略］	２　［略］
３　前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。	［項を加える。］
４　［略］	３　［略］
（廃止措置計画の認可の基準）	（廃止措置計画の認可の基準）
第十六条の九　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	**第十六条の九**　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。
一　廃止措置計画に係る試験研究用等原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。	［号を加える］
二　核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。	［号を加える］

三　核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。	［号を加える］
四　廃止措置の実施が核燃料物質等又は試験研究用等原子炉による災害の防止上適切なものであること。	［号を加える］
２　前項の規定にかかわらず、使用済燃料が炉心から取り出されていない試験研究用等原子炉に係る廃止措置計画の認可に係る法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。	［項を加える］
（廃止措置の終了の確認の申請） **第十六条の十**　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	（廃止措置の終了の確認の申請） **第十六条の十**　［同左］
［一～六　略］ 七　核燃料物質等の廃棄の実施状況	［一～六　略］ 七　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況
２　［略］	２　［同左］
（廃止措置の終了の確認の基準） **第十六条の十一**　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	（廃止措置の終了の確認の基準） **第十六条の十一**　［同左］
［一・二　略］ 三　核燃料物質等の廃棄が終了していること	［一～六　同左］ 三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物のの廃棄が終了していること
四　［略］	四　［同左］
（許可の取消し等に伴う措置） **第十六条の十二**　［略］	（許可の取消し等に伴う措置） **第十六条の十二**　［同左］
２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	２　［同左］

第十六条の六第一項	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の三第二項
第十六条の六第三項	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の三第二項
［略］	［略］	［略］
第十六条の七第二項	前条第二項各号	第十六条の十二第一項において準用する前条第二項各

第十六条の六第一項	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の三第二項
［略］	［略］	［略］
第十六条の七第二項	前条第二項各号	第十六条の十二第一項において準用する前条第二項各

		号
第十六条の七第三項	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項
［略］	［略］	［略］
第十六条の九第一項	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
第十六条の九第二項	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
	前項第二号から第四号まで	第十六条の十二第一項において準用する前項第二号から第四号まで
［略］	［略］	［略］

		号
［略］	［略］	［略］
第十六条の九第一項	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改　正　後	改　正　前
（廃止措置として行うべき事項） **第六条**　法第五十七条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第二条の十一第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。	（廃止措置として行うべき事項） **第六条**　法第五十七条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第二条の十一第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。
（廃止措置実施方針に定める事項） **第六条の二**　法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。 ［一～六　略］ 七　廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄	（廃止措置実施方針に定める事項） **第六条の二**　法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。 ［一～六　同左］ 七　廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み

	及びその廃棄
［八～十五　略］	［八～十五　同左］
（廃止措置計画の認可の申請）	（廃止措置計画の認可の申請）
第六条の三　法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	**第六条の三**　法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～八　略］	［一～八　同左］
九　核燃料物質等の廃棄	九　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄
［十・十一　略］	［十・十一　同左］
２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。	２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。
一　既に核燃料物質（使用施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。）を使用施設から取り出していることを明らかにする資料	［号を加える］
二　既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料	［号を加える］
三　［略］	一　［同左］
四　［略］	二　［同左］
五　［略］	三　［同左］
六　［略］	四　［同左］
七　［略］	五　［同左］
八　［略］	六　［同左］
九　［略］	七　［同左］
十　［略］	八　［同左］
十一　［略］	九　［同左］
３　［略］	３　［同左］
（廃止措置計画の認可の基準）	（廃止措置計画の認可の基準）
第六条の五　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	**第六条の五**　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。
一　使用施設（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）から核燃料物質が取り出されていること。	［号を加える］

二 使用施設（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）における核燃料物質の使用が終了していること。	［号を加える］
三 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。	［号を加える］
四 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。	［号を加える］
五 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。	［号を加える］
（廃止措置の終了の確認の申請）	（廃止措置の終了の確認の申請）
第六条の六　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	**第六条の六**　［同左］
［一～五　略］	［一～五　同左］
六　核燃料物質等の廃棄の実施状況	六　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況
（廃止措置の終了の確認の基準）	（廃止措置の終了の確認の基準）
第六条の七　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	**第六条の七**　［同左］
［一・二　略］	［一・二　同左］
三　核燃料物質等の廃棄が終了していること。	三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄が終了していること。
四　［略］	四　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t08S3ZY3usKZIkslY
・新型コロナウイルス感染症に関する全国知事会と国との意見交換会について
＜厚生労働省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3sm6aIDjvatFn4RY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 12 月 23 日版）
＜厚生労働省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3sm6aIDjvatFnERY
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(12 月 22 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3sm6aIDjvatFnMRY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K9OOQQqrJl4Fvsa5Y

[対策・予防]

◇省庁発表

・「水際対策」を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_uhqX33drF0fESRY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4vR2Q2HBsEEDDLhY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・「治療薬の候補となる薬剤について」資料を更新しました。
＜厚生労働省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzNpYbU_vnm8tI1ZY
・「日本はワクチンへの警戒が根強く、普及に遅れか」ブルームバーグが伝える
＜ハフポスト日本版　 2020 年 12 月 23 日＞
https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_5fe2ccdec5b6ff74797e60cc
---

◇大学等関係
・対面?オンライン?悩む大学　公表されても「教室不足」
＜朝日新聞　2020 年 12 月 23 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNDR5HX5NDPUTIL04C.html?iref=pc_extlink
　対面授業を増やすか、オンライン授業を続けるか、大学が苦悩している。新型コロナウイルスの感染が再拡大して学生や教職員の安全確保が必要な一方、本来の教育や大学生活を一部の学生から求められているためだ。文部科学省は 23 日、対面授業が少ない大学名を公表して対面授業を促したが、大学側は「個別事情を理解していない」と冷ややかだ。
　文科省は 23 日、全国の大学や高等専門学校に対し「感染対策を十分に講じた上での対面授業の実施が適切なものは、対面授業の実施を検討」するよう求める通知を出す。文科省のホームページに、9 月時点で後期の対面授業の割合が 5 割未満の見込みとした大学や高等専門学校など計 377 校の名前を公表。10 月 20 日時点の対面とオンラインの比率や、学生への説明内容などを大学ごとに紹介した。
　調査によると、このうち対面授業が 5 割未満だった大学は 187 校。ほぼオンラインと答えた早稲田大は理由を「3 密を避けるため、大教室で小規模の授業を実施せざるを得ず、大教室が不足し、対面授業の数は限定的にならざるを得ない」と記述。「5 万人が在籍し、首都圏の電車、バスの混雑につながり、首都圏のクラスター（感染者集団）や家庭内感染の要因となりやすい」と説明した。対面が 3 割程度の九州大は、8 月にクラスターが発生。対面授業の積極導入を判断できないとし、学生には「原則、遠隔授業とするが、部分的に対面授業を実施する」とメールで周知した。1 年生に対しては、対面の歓迎式を 9 月に行い、対面授業を一部で始めると伝えたという。
　ほぼオンラインで続ける東京大は「感染拡大は予測が困難で、対面授業は抑制的に進める」と回答した。「実験・実習」や「少人数ゼミ」は対面の準備を進めているという。
文科省の姿勢に疑問の大学も
　一方、対面授業を促す文科省の…

・対面授業「したいのは山々」　文科省に反発、大学の実情
＜朝日新聞　2020 年 12 月 23 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNDR65XMNDPUTIL05V.html
　対面授業が少ない大学名を文部科学省が公表し、増やすよう促した。コロナ下の大学はどうあるべきか。学生や教員も揺れている。
　文科省の調査に「対面授業は 3 割」と答えた国際基督教大。1 年の女子学生（18）は英語や体育の授業などで週 3 日通学し、それ以外は自宅でオンライン授業を受けている。大学まで電車で約 2 時間かかり、感染への不安はある。「現状のオンラインと対面の併用に強い不満を抱いているわけではない」というが、友達はつくりにくい。来年度は語学が減り、オンラインの比率が増える見通しで、「卒業までずっとこんな感じだとしたら、つらい」。

北九州市立大も対面授業の割合は3割。1年の女子学生（19）は入学以来、6、7回しか大学に行っていない。鹿児島県から4月に引っ越してきたが、前期はすべてオンライン授業だった。後期は1年生優先で対面授業が増えると聞いていたが、実際には演習の授業のみ。「普通の大学生活がどういうものか分からないけれど、早く元に戻ってほしい」という。

****

[3] 「令和元年度化学物質環境実態調査結果（概要）」について

＜環境省　2020年12月24日＞　https://www.env.go.jp/press/108839.html

「令和元年度化学物質環境実態調査結果（概要）」について

環境省では、昭和49年度から一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に、化学物質環境実態調査（黒本調査）を実施し、その調査結果を各種化学物質対策に活用しています。この度、「令和元年度化学物質環境実態調査結果(概要)」がまとまりましたので公表します。調査結果の詳細については、今後、「令和２年度版　化学物質と環境」として取りまとめ、公表する予定です。

１．経緯

昭和49年度に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）制定時の附帯決議を踏まえ、一般環境中の既存化学物質の残留状況の把握を目的として「化学物質環境調査」が開始されました。昭和54年度からは、「プライオリティリスト」（優先的に調査に取り組む化学物質の一覧）に基づく「化学物質環境安全性総点検調査」の枠組みが確立され、調査内容が拡充されてきたところです。

その後、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）の施行、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）の発効等を踏まえ、平成14年度より調査結果を施策により有効に活用されるよう、環境省内の化学物質管理施策等を所管している部署からの要望物質を中心に調査対象物質を選定する方式に変更し、平成18年度からは調査体系を「初期環境調査」、「詳細環境調査」及び「モニタリング調査」として実施しています。

さらに、平成22年度から、排出に関する情報を考慮した調査地点の選定やモニタリング調査における調査頻度等を見直した調査を実施しています。

２．　調査の進め方

（１）調査対象物質の選定

調査対象物質は、各担当部署から調査要望がなされた物質について、分析法開発の可能性やリスクの観点等を考慮して絞り込みを行った後、平成 29 年度に開催された中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会（第23回）における評価等を経て選定されました。

（２）調査内容

ア．初期環境調査

環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、化管法の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際の基礎資料等とすることを目的として調査を行い、「化学物質環境実態調査結果精査等検討会」及び「初期環境調査及び詳細環境調査の結果に関する解析検討会」においてデータの精査、解析等が行われました。

令和元年度は22物質（群）を調査対象としました。なお、一部の物質においては、排出に関する情報を考慮した調査地点を含むものとなっています。

イ．　詳細環境調査

化審法の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的として調査を行い、初期環境調査と同様、「化学物質環境実態調査結果精査等検討会」及び「初期環境調査及び詳細環境調査の結果に関する解析検討会」においてデータの精査、解析等が行われました。

令和元年度は7物質（群）を調査対象としました。なお、一部の物質においては、排出に関する情報を考慮した調査地点を含むものとなっています。

ウ．　モニタリング調査

化審法の特定化学物質等について一般環境中の残留状況を監視すること及び POPs 条約に対応するため条約対象物質等の一般環境中における残留状況の経年変化を把握することを目的として調査を行い、「化学物質環境実態調査結果精査等検討会」、「モニタリング調査の結果に関する解析検討会」及び「POPsモニタリング検討会」においてデータの精査や解析等が行われました。

令和元年度は、POPs条約対象物質のうち総PCB等13物質（群）に、POPs条約対象物質とする必要性について

検討されている１物質を加えた 14 物質（群）を調査対象としました。

３．調査結果

ア．初期環境調査（調査結果は別表１のとおり）

水質については、20 調査対象物質（群）中 18 物質（アジスロマイシン、アゾキシストロビン類、o-アミノフェノール、アモキシシリン、シアナミド、3-[[(ジメチルアミノ)カルボニル]オキシ]-1-メチルピリジニウム（別名:ピリドスチグミン)、(4-{[4-(ジメチルアミノ)フェニル])フェニル)メチリデン}シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン)(ジメチル)アンモニウム=クロリド）（別名：マラカイトグリーン塩酸塩)、N,N-ジメチルビグアニド塩酸塩（N,N-ジメチルビグアニドとして）（別名：塩酸メトホルミン（メトホルミンとして))、セリウム及びその化合物（セリウムとして)、タリウム及びその化合物（タリウムとして)、2-(1,3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール（別名：チアベンダゾール)、チアムリン、N-ニトロソジエチルアミン、N-ニトロソジメチルアミン、バルプロ酸、ベンジル-p-ヒドロキシベンゾエート（別名：ベンジルパラベン)、ポリフルオロ酢酸類、レボフロキサシンが検出されました。

大気については、５調査対象物質中４物質（タリウム及びその化合物（タリウムとして)、N-ニトロソジエチルアミン、N-ニトロソジメチルアミン、ピリジン）が検出されました。

なお、調査結果には、過去の調査においては不検出で今回初めて検出された物質が含まれていますが、これは検出下限値を下げて調査を行ったこと等によるものと考えられます。

イ．詳細環境調査（調査結果は別表２のとおり）

水質については、全６調査対象物質（群）（イソシアヌル酸、クラリスロマイシン及びその代謝物、2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール（別名：BHT)、N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミド、ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)（別名：ポリカーバメート)）が検出されました。

底質については、全２調査対象物質（2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール（別名：BHT)、N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミド）が検出されました。

生物については、全２調査対象物質（環状ポリジメチルシロキサン類、2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール（別名：BHT)）が検出されました。

なお、調査結果には、過去の調査においては不検出で今回初めて検出された物質が含まれていますが、これは検出下限値を下げて調査を行ったこと等によるものと考えられます。

ウ．モニタリング調査（調査結果は別表 3-1、3-2 のとおり）

令和元度のモニタリング調査は、POPs 条約発効当初からの対象物質のうちの２物質（群）（PCB 類及びヘキサクロロベンゼン）及び POPs 条約発効後に対象物質に追加された物質のうちの 11 物質（群）※に、POPs 条約対象物質とする必要性について検討されている１物質(ペルフルオロヘキサスルホン酸(PFHxS))を加えた計 14 物質(群)について調査しました。

※令和元年度調査では、同時分析の可能性及び過年度調査における検出状況等を考慮して、以下の 11 物質（群）について調査を実施した。その際、条約対象でない一部の異性体又は同族体を加えて調査を実施しています。

- HCH 類：α-HCH、β-HCH、γ-HCH　（別名：リンデン）及び δ-HCH
- ポリブロモジフェニルエーテル類（臭素数が 4 から 10 までのもの）
- ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）
- ペルフルオロオクタン酸（PFOA）
- ペンタクロロベンゼン
- 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン類：α-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデン、β-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン及び γ-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン
- ポリ塩化ナフタレン類
- ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン
- ペンタクロロフェノール並びにその塩及びエステル類：ペンタクロロフェノール及びペンタクロロアニソール
- 短鎖塩素化パラフィン類
- ジコホル

① 継続的に調査を実施している物質（PCB 類、ヘキサクロロベンゼン、HCH 類、ポリブロモジフェニルエーテル類(臭素数が４から 10 までのもの)、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、ペンタクロロベンゼン及び 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン類）（統計学的な手法による経年変化の解

析結果は、別表 3-3～3-5 のとおり）

調査を行った媒体（水質、底質、生物及び大気）において、全調査対象物質（群）が検出されました。なお、以下の媒体別の比較については、環境濃度の比較であり、環境リスクの比較ではありません。

水質及び底質について平成 14～令和元年度のデータの推移をみると、水質及び底質中の POPs 濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向にあると考えられます。水質及び底質中の濃度の地域分布を見ると、例年どおり、港湾、大都市圏沿岸の準閉鎖系海域等、人間活動の影響を受けやすい地域で相対的に高い傾向を示すものが比較的多く見られました。

生物について平成 14～令和元年度のデータの推移をみると、生物中の POPs 濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向にあると考えられます。昨年度に引き続き、総 PCB 等が人口密集地帯近傍の沿岸域の魚で高めの傾向を示しました。

大気について平成 14～令和元年度のデータの推移をみると、大気中の POPs 濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向にあると考えられます。

② その他の物質（ポリ塩化ナフタレン類、ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン、ペンタクロロフェノール並びにその塩及びエステル類、短鎖塩素化パラフィン類並びにペルフルオロヘキサスルホン酸（PFHxS））

調査を行った媒体（水質、底質、生物及び大気）において、全調査対象物質（群）が検出されました。

****

[4] <u>令和元年度農用地土壌汚染防止法の施行状況について</u>

＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/108847.html

環境省では、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、農林水産省とともに農用地の土壌汚染対策を進めております。

今般、令和元年度の同法の施行状況について取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

（１）常時監視の結果、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る基準値を超過したカドミウムが３地域で検出されました。

（２）新たに農用地土壌汚染対策地域に指定された地域、農用地土壌汚染対策計画が策定又は変更された地域はありませんでした。農用地土壌汚染対策地域のうち、５地域において指定が部分解除されました。令和元年度末までに農用地土壌汚染対策地域として指定された地域は累計で73地域、うち既に指定解除された地域は57地域、現在も農用地土壌汚染対策地域として指定されている地域は 16 地域（部分解除された地域を含む。）となっています。

（３）令和元年度末時点の農用地土壌汚染対策事業等完了面積は 7,144 ha であり、指定要件基準値を超過した、又は超過するおそれが著しい地域の面積の 94.1％で農用地土壌汚染対策事業等を完了しています。

農用地については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）に基づき、農用地の土壌の特定有害物質による汚染によって人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止することを目的とした各般の対策が講じられています。

今般、令和元年度に行われた農用地土壌汚染防止法に基づく常時監視、農用地土壌汚染対策地域の指定及び農用地土壌汚染対策事業の状況について別紙（※）のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

※　別紙「令和元年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」については、環境省報道発表資料（http://www.env.go.jp/press/108847.html ）から御確認下さい。

１．常時監視について

農用地土壌汚染防止法では、都道府県知事に農用地の土壌汚染状況を常時監視（過去の調査結果から状況を把握していることを含む。）することを義務付けています。

常時監視として、令和元年度に実施された調査の結果は以下のとおりでした。

（１）細密調査

汚染のおそれがある地域において適宜ほ場を変えながら、汚染の広がりと程度を把握する調査。令和元年度は秋田県内の６地域 77.9ha、50 地点で実施され、３地域４地点における玄米について、指定要件（＊）に係る基準値（玄米中カドミウム濃度が 0.4 mg/kg）を超えるカドミウムが検出され、最高値は 0.93 mg/kg でした。

（２）対策地域調査

農用地土壌汚染対策地域内及びその周辺において地点を定めて、農作物や周辺環境の汚染の状況及び地質の状況を把握する調査。令和元年度は秋田県内１地域、群馬県内１地域、福岡県内１地域及び宮崎県内２地域の計５地域で実施され、指定要件に係る基準値を超えた地域はありませんでした。

（３）解除地域調査
農用地土壌汚染対策地域の指定が解除された地域において地点を定めて、再汚染の有無を確認する調査。令和元年度は愛知県内１地域、群馬県内１地域及び島根県内１地域の計３地域で実施され、指定要件に係る基準値を超えた地域はありませんでした。
＊　政令で定める特定有害物質（カドミウム、銅及び砒素）について以下のいずれかに該当すること
・当該農用地で生産される玄米中のカドミウム濃度が 0.4 mg/kg を超える地域又はそのおそれが著しい地域
・当該農用地（田に限る。）の土壌中の銅濃度が 125 mg/kg 以上である地域
・当該農用地（田に限る。）の土壌中の砒素濃度が 15 mg/kg 以上である地域
２．農用地土壌汚染対策地域の指定等について
農用地土壌汚染防止法では、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されること、又は農作物等の生育が阻害されることを防止するため、都道府県知事は指定要件に該当する地域を農用地土壌汚染対策地域として指定することができます。
また、都道府県知事は、農用地土壌汚染対策地域について、農用地土壌汚染対策計画を策定し、これに基づき対策を行うことにより、汚染の除去や防止を図ることとされています。
令和元年度の指定等の状況は以下のとおりです。
（１）令和元年度に新たに農用地土壌汚染対策地域に指定された地域はありませんでした。
（２）令和元年度に新たに農用地土壌汚染対策計画が策定又は変更された地域はありませんでした。
（３）令和元年度に農用地土壌汚染対策地域の指定を解除した地域は以下の５地域です。
一部解除　秋田県　館花地域　(4.5 ha)
八木地域　(12.8 ha)
福島・北原地域　(19.8 ha)
亀田第２地域　(35.5 ha)
群馬県　渡良瀬川流域　(6.5 ha)
この結果、令和元年度末までに農用地土壌汚染対策地域として指定された地域は累計で 73 地域(6,609 ha)、うち農用地土壌汚染対策事業がすべて完了したとして農用地土壌汚染対策地域の指定が全部解除された地域は 57 地域、現在も指定されている地域は一部が解除された地域を含めて 16 地域です。指定面積累計 6,609 ha のうち指定が解除された面積が 6,214 ha、現在も指定されている面積が 395 ha です。
３．農用地土壌汚染対策事業等の進捗状況について
指定要件に係る基準値以上の特定有害物質が検出された、又は検出されるおそれが著しい地域（農用地土壌汚染対策地域に指定されていない地域を含む。以下「基準値以上検出等地域」という。）の累計面積は、令和元年度末時点で 7,592 ha です。このうち、都道府県等が農用地土壌汚染対策計画に基づき実施する農用地土壌汚染対策事業等が完了している地域は 7,144 ha で、基準値以上検出等地域の面積の 94.1%です。
****

[5] 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業省告示第 263 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 23 日　号外　第 271 号　41～42 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201223/20201223g00271/20201223g002710041f.html

〇経済産業省告示第 263 号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、令和三年一月三日から施行する。

令和 2 年 12 月 23 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないもの	三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないもの

とする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。 １～８　　［略］ ９(1)～(5)　［略］ (6)　二の表の第２の水銀に関する水俣条約第三条１(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。 アフガニスタン、アルバニア、アンティグアーバーブーダ、アルゼンチン。アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ペナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ポンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオスごフトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナ「スモンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネクンンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア	とする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。 １～８　　［略］ ９(1)～(5)　［略］ (6)　二の表の第２の水銀に関する水俣条約第三条１(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。 アフガニスタン、アルバニア、アンティグアーバーブーダ、アルゼンチン。アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ペナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ポンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオスごフトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナ「スモンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネクンンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

備考　表中の［　］は注記である。

****

[6] *医薬品等*

◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第１号）

［官報］　令和２年12月23日　号外　第269号　50～51頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201223/20201223g00269/20201223g002690050f.html

内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第１号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和２年12月23日

内閣総理大臣　菅　義偉
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　梶山　弘志

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則（平成三十年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第二十九中「届出者の氏名又は名称　印」を「届出者の氏名又は名称」に改め、「４．本届出書には届出者により記名押印又は署名をすること。」を削り、「５．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」を「４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。

様式第三十中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

****

[7] *食品安全衛生関係*

◇輸入食品に対する検査命令の実施（ベトナム産きび、その加工品）

＜厚生労働省　2020年12月23日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y9yvfZX2qL5QjVFY

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第26条第３項に基づく検査命令（輸入届出ごとの全ロットに対する検査の義務づけ）を実施することとしたので、お知らせします。

＜アフラトキシンについて＞

発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属の真菌により産生される）の一種。

＜ベトナム産きびのアフラトキシンに係る違反の内容＞

品名：GLUTINOUS MILLET（もちきび）（学名：Panicum miliaceum）
輸入者：兼松株式会社
製造者：THANH PHONG COMMERCIAL CO.,LTD.
届出数量及び重量：200 バッグ、5,000.00 kg
検査結果：アフラトキシン 12 μg/kg 検出（基準：含有してはならない）
届出先：福岡検疫所
日本への到着年月日：令和２年12月７日

違反確定日：令和２年 12 月 21 日
貨物の措置状況：全量保管中

****

[8] ***廃棄物関係***

◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 30 号）

［官報］ 令和２年 12 月 24 日　本紙　第 401 号　２頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201224/20201224h00401/20201224h004010002f.html

〇環境省令第 30 号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第十二条第一項（第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年 12 月 24 日　　環境大臣　　小泉進次郎

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

****

[9] ***環境安全関係***

◇（仮称）山形遊佐町沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/108835.html

---

◇（仮称）山形県遊佐町沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/108807.html

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業）の三次公募について
＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/108698.html

---

◇遺伝子組換えファレノプシス、セイヨウナタネ、カラシナ及びトウモロコシの第一種使用等に関する承認に先立っての意見募集について
＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/108846.html

---

◇遺伝子組換え生ワクチン（豚用）の第一種使用等に関する承認に先立っての意見募集について
＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/108843.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」改正及び意見募集（パブリックコメント）の結果について

＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/108691.html

****

[11] *その他省庁発表*

◇種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産省告示第 2498～2501 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 23 日　本紙　第 400 号 3～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201223/20201223h00400/20201223h004000003f.html

---

◇種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産省告示第 2526 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 24 日　本紙　第 401 号　6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201224/20201224h00401/20201224h004010006f.html

---

◇「次期国立大学法人等施設整備計画策定に向けた最終報告」について

＜文部科学省　2020 年 12 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afx4acwboHhVzZbJ

今後の国立大学等の施設整備に係る方向性や推進方策について「今後の国立大学法人 等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」（主査：有信睦弘 東京大学執行役・副 学長、以下「協力者会議」）を開催し、検討を進めてきたところ、この度、最終報告が 取りまとめられましたので、お知らせします。

経緯及び趣旨

○ 国立大学等の施設は、教育研究活動の基盤であり、その施設の整備充実を図っていくことは我が国の未来を拓き、成長・発展へと導くものであることから、これまで４次にわたり施設整備に関する５か年計画を策定し、重点的・計画的な整備を進めている。

○ 現在の「第４次国立大学法人等施設整備５か年計画」（平成 28 年３月 29 日文部科学大臣決定）は今年度までの計画期間となっており、その後の施設整備の方向性と今後の取組等を検討する必要があることから、協力者会議において検討を進め、この度最終報告が取りまとめられた。

最終報告の概要【別添１】

○ 国立大学等は、知と人材の集積拠点として、市民・行政・教育研究機関・企業等、社会の様々なスが期待されている。

○ テークホルダーとの連携により、創造活動を展開する「共創」の拠点となることまた、コロナ禍を踏まえて、オンラインの良さも取り入れ、対面とオンラインの双方のメリットをいかしたハイブリッドな教育研究に対応できるキャンパスの実現を目指すことが重要である。

○ そのため、今後の国立大学等における施設整備は、キャンパス全体を対面とオンラインとが融合した「共創拠点」、すなわち「イノベーション・コモンズ」として捉え、その充実を図ることが必要である。【別添２】

○ 国立大学等施設はこれまでの投資により、全国的に配置された我が国最大かつ最先端の知的インフラであるが、現行５か年計画では、老朽改善整備が当初の整備目標の 25%にとどまる見込みであり、建物やライフラインの老朽化が深刻な状況となっている。

○ このため、次期計画では整備目標として約 860 万㎡（所要額：約１兆 500 億円）を目指し、国として老朽改善整備等に対して重点支援を行うことが必要である。

今後のスケジュール

○ 年度内 協力者会議の最終報告を踏まえ文部科学省として次期計画を策定

◇臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 366 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 23 日　号外　第 269 号　11 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201223/20201223g00269/20201223g002690011f.html

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 2 年 12 月 23 日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第 366 号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第二号及び第二十条の十の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「前号」を「前二号」に、「生理学的検査」を「検査」に改め、ハ及びニを削り、ホをハとし、同条に次の一号を加える。

四　学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（前三号に掲げる者を除く。）

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　次の各号のいずれかに該当する者は、この政令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号又は第四号に掲げる者に該当する者とみなして、臨床検査技師等に関する法律第十五条の規定を適用する。

一　この政令の施行の際現にこの政令による改正前の臨床検査技師等に関する法律施行令（次号において「旧令」という。）第十八条第三号に掲げる者に該当する者

二　この政令の施行の日前に臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第一号に規定する大学又は臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所（以下「大学等」という。）に在学し、同日以後に旧令第十八条第三号に掲げる者に該当することとなった者（同日以後に大学等に入学し、当該大学等において、同号に規定する同法第二条に規定する生理学的検査並びに同法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）

厚生労働大臣　　田村　憲久

内閣総理大臣　　菅　　義偉

◇共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程の一部を改正する件（文部科学省告示第 145 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 23 日　号外　第 271 号　38～41 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201223/20201223g00271/20201223g002710038f.html

〇文部科学省告示第 145 号

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成二十年文部科学省告示第百三十三号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 2 年 12 月 23 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程の一部を改正する告示

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用‘共同研究拠点の認定等に関する規程（平成二十年文部科学省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（定義）	（定義）

第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　申請施設　大学に附置される研究施設（当該大学の基本的な組織としてその学則その他これに準ずるものに記載されたものに限る。）であって、その全部又は１部について。共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点（以下「共同利用・共同研究拠点等」という。）の認定を受けようとするものをいう。 二　関連研究者　研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究（第三条第四項に規定するネットワーク共通課題に関する研究を含む。）と同一の分野の研究に従事する者をいう。 三　［略］ 四　連携施設　申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、共同利用・共同研究拠点等の運営に必要な協力を行う研究施設（国内に置かれたものに限り、大学に置かれたものを除く。）をいう。	**第二条**　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　申請施設　共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。 二　関連研究者　研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。 三　［略］ 四　連携施設　申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の運営に必要な協力を行う研究施設（国内に置かれたものに限り、大学に置かれたものを除く。）
(認定の基準) **第三条**　共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。 ［号を削る。］ 一　申請施設（その一部につき認定を受けようとする場合にあっては、当該部分。第五号、第六号及び第八号において同じ。）が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。 二～八　［略］ ２　国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。 ［号を削る。］ 一　申請施設（その一部につき認定を受けようとする場合にあっては、当該部分。第六号、第七号及び第九号において同じ。）が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること。 二～十　［略］ ３　［略］ ４　申請施設が他の申請施設と研究ネットワークを形成し、その共通の課題等（以下「ネットワーク共通課	(認定の基準) **第三条**　共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。 一　申請施設が大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。 二　申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。 三～九　［略］ ２　国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。 一　申請施設が大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。 二　申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること。 三～十一　［略］ ３　［略］ ［項を加える。］

題」という。）に関する共同利用・共同研究を一体的に推進しようとする場合であって、次の要件に該当するときは、第一項第三号又は第二項第三号の運営委員会等については、当該申請施設及び当該他の申請施設が共同で設置することで足りるものとする。 一　複数の申請施設の研究ネットワークにおいて、ネットワーク共通課題への取組について中核的な役割を担う一の申請施設（以下「中核施設」という。）が明確に定められていること。 二　複数の申請施設がネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の課題等の募集及び採択、関連研究者への情報の提供その他の活動を共同で実施することにより、それぞれの共同利用・共同研究拠点等としての機能が強化されることが見込まれること。 三　異なる分野の研究を目的とする複数の申請施設が研究ネットワークを形成する場合にあっては、ネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の推進に当たり、当該異なる分野の知識の融合を図るための研究を実施するものとしていること。	
5　第一項の認定及び第二項の認定は、同一の申請施設（その一部につき認定を受けようとする場合にあっては、当該部分。）について重ねて行わないものとする。	［項を加える。］
（認定の申請） **第四条**　申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。 一　共同利用共同研究拠点等の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類 二・三　　［略］ 四　申請施設（その一部につき認定を受けようとする場合にあっては、当該部分。第九号において同じ。）の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類 五～八　　［略］ 九　関連研究者からの申請施設を共同利用・共同研究拠点等として認定すべき旨の要請を証する書類 十　［略］	（認定の申請） **第四条**　申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。 一　共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類 二・三　　［略］ 四　申請施設の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類 五～八　　［略］ 九　関連研究者からの申請施設を共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点として認定すべき旨の要請を証する書類 十　［略］
2　国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする申請施設を置く大学の学長は、前項各号に規定するもののほか、前条第二項第四号及び第十号に該当することを説明する書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。	2　国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする申請施設を置く大学の学長は、前項各号に規定するもののほか、前条第二項第五号及び第十一号に該当することを説明する書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。
3　前条第四項の規定により運営委員会等を共同で設	［項を加える。］

置する複数の共同利用・共同研究拠点等（以下「拠点ネットワーク」という。）に係る認定の申請は、前二項の規定にかかわらず、中核施設を置く大学の学長が、拠点ネットワークを構成しようとする全ての申請施設に係る申請書に次に掲げる書類を添えて文部科学大臣に提出することにより行うものとする。 一　全ての申請施設に係る第一項各号に規定する書類 二　申請施設のうちに国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとするものがある場合にあっては、当該申請施設に係る前条第二項第四号及び第十号に該当することを説明する書類 三　ネットワーク共通課題の内容を説明する書類 四　前条第四項第一号及び第二号（異なる分野の研究を目的とする複数の申請施設が研究ネットワークを形成する場合にあっては、同項第一号から第三号まで）の要件に該当することを説明する書類	
（変更及び廃止等の届出） **第六条**　共同利用・共同研究拠点等の認定を受けた研究施設（その一部につき認定を受けた研究施設を含む。以下「認定施設」という。）を置く大学の学長は、次に掲げる場合（認定施設の連携施設に関する変更がある場合を含む。）には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。ただし、拠点ネットワークを構成する認定施設に係る届出は、当該拠点ネットワークのネットワーク共通課題への取組について中核的な役割を担う認定施設（以下「認定中核施設」という。）を経由して行うものとする。 一　認定施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。 二　認定施設の運営委員会等の規則を変更しようとするとき。 三　認定施設を廃止しようとするとき。 四　認定施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。 ２　認定中核施設を置く大学の学長は、前項の場合のほか、次に掲げるときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。 一　ネットワーク共通課題を変更しようとするとき。 二　認定中核施設を当該拠点ネットワークを構成する他の認定施設に変更しようとするとき。 三　当該拠点ネットワークを構成する認定施設の全部又は一部について、ネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。	（変更及び廃止等の届出） **第六条**　共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長は、次に掲げる場合（共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設の連携施設に関する変更がある場合を含む。）には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。 一　当該研究施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。 二　当該研究施設の運営委員会等の規則を変更しようとするとき。 三　当該研究施設を廃止しようとするとき。 四　当該研究施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。 ［項を加える］

（文部科学大臣への報告等） **第七条**　認定施設を置く大学の学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。 ２　認定施設を置く大学の学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。 ３　拠点ネットワークを構成する認定施設に係る第一項の実施計画及び前項の実施状況の提出は、認定中核施設を経由して行うものとする。 ４　認定中核施設を置く大学の学長は、毎年度、当該年度におけるネットワーク共通課題への取組に関する実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。 ５　認定中核施設を置く大学の学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度におけるネットワーク共通課題への取組に関する実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。 （認定の取消し） **第八条**　文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点に係る認定施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するときは共同利用・共同研究拠点の認定を、国際共同利用・共同研究拠点に係る認定施設を共同利用・共同研究拠点として認定するときは国際共同利用・共同研究拠点の認定を、それぞれ取り消すものとする。 ２　文部科学大臣は、前項の場合のほか、認定施設が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第六条第一項第三号若しくは第四号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。 （認定等の公表） **第九条**　文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点等の認定をし、若しくはこれらを取り消し、又は第六条第一項第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。	（文部科学大臣への報告等） **第七条**　学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。 ２　学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。 ［項を加える］ ［項を加える］ ［項を加える］ （認定の取消し） **第八条**　文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するときは共同利用・共同研究拠点の認定を、国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を共同利・共同研究拠点として認定するときは国際共同利用・共同研究拠点の認定を、それぞれ取り消すものとする。 ２　文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。 （認定等の公表） **第九条**　文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定をし、若しくはこれらを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前にされた改正前の共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程第四条の認定の申請であって、この告示の施行の際、認定をするかどうかの処分かされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

****

[12] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・第 50 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和２年度第９回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料　　12 月 25 日

＜厚生労働省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wtWmdJz_obdZgVhY

[開催記録、報告、資料等]

・第 27 回アルコール健康障害対策関係者会議　　12 月 24 日

＜厚生労働省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Uan003DRXCR_xLLDY

第２期アルコール健康障害対策推進基本計画案について

・質保証システム部会（第 6 回）　配付資料　　12 月 23 日 、WEB 会議

＜文部科学省　2020 年 12 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afx8acwdlqpLrFbF

質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

(1) 学修成果の保証や質保証を担う人材について有識者ヒアリング
(2) 通信制大学の質保証について有識者ヒアリング
(3) 意見交換
(4) その他

・国立研究開発法人審議会　物質・材料研究機構部会（第 16 回）　議事要旨

12 月 7 日～12 月 10 日 、書面開催

＜文部科学省　2020 年 12 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afx8acwdlqpLrFbI

物質・材料研究機構の中長期目標等の変更について（書面による意見聴取）

****

[13] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・高知県における高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内 27 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/108904.html

・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 31 例目）について

＜環境省　2020 年 12 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/108898.html

・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内 30 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/108909.html

・徳島県における高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内 29 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/108908.html

・千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 32 例目）について

＜環境省　2020 年 12 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/108907.html

****

[付録]

◇日本学術審議会　任命拒否問題

・学術会議の会員人事 候補者順位「入れ替えるべき」と官邸異論

＜NHK　2020 年 12 月 24 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201224/k10012781111000.html

おととし、日本学術会議の会員人事で学術会議が挙げた候補者に総理大臣官邸が難色を示したことをめぐり、当時の学術会議の会長が、官邸側から「1 位と 2 位を入れ替えるべきとの発言があった」とその具体的な内容を説明していたことが、NHK が入手した学術会議の内部文書で分かりました。

日本学術会議の会員をめぐっては、ことし 6 人の候補が任命を拒否される前から、総理大臣官邸が、学術会議側が挙げた候補者に難色を示すなど人事に関与していたことが、学術会議の複数の元幹部への取材でわかっています。

NHK はおととしと 4 年前、定年で退任する会員の補充人事をめぐって学術会議が開いた選考委員会の議論を記録

した内部文書を情報公開請求で入手しました。
それによりますと、まず、おととしの人事について、当時、学術会議の会長だった京都大学の山極壽一前総長は、任命手続きが円滑に進むよう官邸側に「候補者の現状」を説明したことを明かしたうえで、退任する会員の後任として挙げた2人の候補者について、官邸側から「原案の1位と2位を入れ替えるべきとの発言があった」とその具体的な内容を説明していました。
学術会議側が2人の候補者に順位をつけて官邸側に示したところ、これに異論が出されたことを意味する説明です。
このあと山極氏は「理由については特段の説明は受けていない」と話し、翌月に行われた選考委員会では「再度、感触をうかがってみたところ『総合判断である』と言われた」と説明していました。
また、今回入手した内部文書によりますと、その2年前の2016年には、当時、会長だった東京大学の大西隆名誉教授が、退任する3人の会員の補充人事をめぐって開かれた選考委員会で経緯を説明していました。
この中で大西氏は、3人の後任として2人ずつ、合わせて6人の候補者を、それぞれ「1位」「2位」と順位をつけて示したところ、官房副長官からの回答は学術会議側が「1位」とした人ではなく、「2位」の候補者のうち2人に丸印をつけたものだったと述べていました。
このあと大西氏は「改めて官邸に行って官房副長官と話をしてきたが、理由については明言しないとのことであった。ただし、順番が明記されていることに異論が述べられた。次回以降について、官邸側は、推薦順位をつけない名簿の提示を期待している」と説明していました。
おととし、4年前ともに学術会議側は候補者を差し替えず、退任後は欠員状態が続きました。
政府は24日、日本学術会議の在り方をめぐり政府としての考え方を直接、伝える方針です。
「断固抗議すべき」委員から懸念の声
NHKが入手した4年前の選考委員会の議事の記録からは、当時の会長の説明に対し、委員から懸念の声が相次いでいたことが分かります。
ある委員は「学術会議は独立して活動を行う機関であり、よほどの理由がないかぎり、学術会議からの推薦者をそのまま任命するのが当然で断固抗議すべきと思う。官邸の方針に従って候補者を差し替えてはならない。政治的任用に近い形にされたら独立した提言などもできなくなる」と述べています。
また、別の委員は「任命権者の代理者である官房副長官が理由を明言しないということが理解できない。理由がないかぎり、受け入れることは難しい。きちんとステップを踏んできた、われわれの決定が尊重されないのでは今までの真剣な議論は何だったのか」と話しています。
さらに「重要な問題が起こった。理由もわからないまま官邸の意向をのめば、これが前例となり、理由不明のまま会員が選ばれる事態が恒常化してしまう。今回、きちんとした対応をすることが重要だ」と述べた委員もいて、総理大臣官邸の関与に対し、当時から、学術会議側が問題意識を持っていたことが見て取れます。
ことしの会員任命めぐる内閣府文書に「外すべき者」
今回、NHKが情報公開請求で入手した資料の中には、ことしの会員任命をめぐって内閣府が作成した、政府の意思決定の過程に関する文書があります。
この中の1つには、6人を除外して99人を任命する人事が起案された日と同じ令和2年9月24日という日付とともに、手書きで「外すべき者（副長官から）」と記されています。
ただ、これ以外の部分は黒塗りになっていて、内容を知ることはできません。
この文書は今月11日に開かれた参議院予算委員会の理事懇談会でも議論になり、政府側は文書に書かれている「副長官」が杉田和博官房副長官だと説明しましたが、黒塗りになっている部分に何が書かれているかについては「人事に関することなので答えられない」として説明しなかったということです。
同じ日、加藤官房長官は記者会見でこの文書について「総理の判断が内閣府に伝えられ、事務方が記録したものだ」と述べています。
********** 以上 **********